

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例【概要】

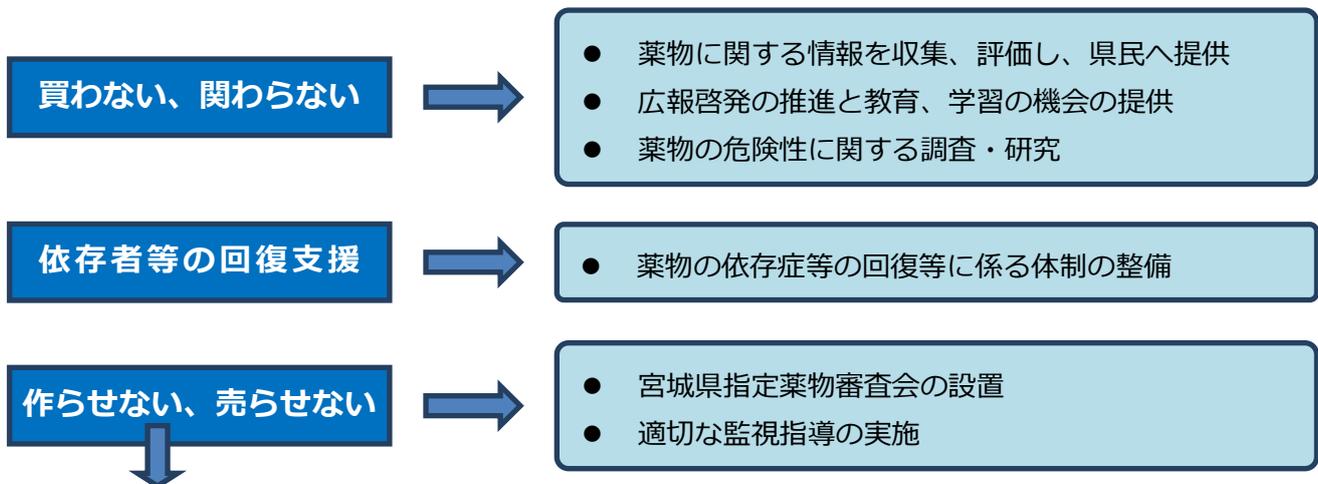
◎ 目 的

薬物の濫用による県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会を実現する。

◎ 責 務

- ① 県 ・ 薬物の濫用の防止、薬物の依存症等の回復に関する施策の推進
- ② 県民及び事業者 ・ 県が実施する施策への協力、薬物等に関する情報提供 等
- ③ 医師及び薬剤師 ・ 患者の薬物濫用を知った場合の薬物に関する情報等の提供

◎ 主な施策



◎ 主な規制

対 象 物	禁 止 行 為	罰 則 等
【知事指定薬物】 中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるもので、知事が指定したもの。	製造、栽培	警告 ↓ 製造等中止命令 ↓ 罰則 (または) 直罰
	販売、授与、同目的での所持	
	販売、授与目的の広告	
	所持、購入、譲受、使用	警告のみ
使用場所の提供、周旋	警告のみ	
【大臣指定薬物】 医薬品医療機器等法第2条第15項の規定により指定されたもの。	使用場所の提供、周旋	警告のみ
【告示禁止物品】 医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項の規定により製造等を禁止された物品	購入、譲受、使用	警告のみ
	使用場所の提供、周旋	
薬物の製造等を目的とした不動産の譲渡、賃貸借契約の禁止		罰則なし

◎ 施行期日

平成 27 年 10 月 13 日施行（禁止行為や罰則については、平成 27 年 12 月 1 日施行）